

生駒市条例第11号

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月13日

生駒市長 山下 真

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

生駒市議会委員会条例（昭和46年11月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「、開発部」を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。